



品川区児童相談所開設から6カ月 成果と課題を問う

6月26日から7月10日にかけて行われた品川区議会第2回定例会で、吉田ゆみこは一般質問に登壇しました。

質問に取り上げた項目は①品川区児童相談所開設6カ月時点の検証②品川区立学校における不適切指導に関する児童生徒への調査③品川区における精神障がい者の相談支援④羽田新飛行ルートへの撤回です。



品川区議会第2回定例会本会議で一般質問に登壇。6月27日

品川区児童相談所始動 6か月時の評価・検証を問う

2004年の児童福祉法改正により23区で開設が認められた児童相談所について、吉田ゆみこは、家庭での養育に課題がある児童も地域で育つ権利があり、児童相談所もそれぞれの地域で開設されるべきと主張してきました。品川児童相談所が2024年10月1日に開設されたことも評価していますが、開所後の検証を丁寧に行うために区の姿勢を問いました。▼現時点では相談業務や関係機関との連携について所内点検を行い、業務のアップデートを随時図っている▼開設3年目の節目に第三者評価の受審を皮切りに、外部有識者と関係部署職員で構成する委員会を立ち上げ、3年ごとに定期的に検証を実施していく▼検証内容はホームページ、広報で公表するなど区長から答弁を得ました。

品川区児童相談所前



吉田ゆみこが求め続けたアドボケイトのしくみは、児童相談所の事業に伴って動き始めており「子どもの意見表明等支援事業」を東京福祉士会が受託し、研修を受けた支

援員が週1回訪問、入所児童の意見や意向を汲み取るためのコミュニケーションが図られています。そして今年度は子どもの権利擁護の観点を中心に、専門機関による一時保護所の第三者評価を実施し、こちらの検証結果も区のホームページで公表されます。

もう一つ、子どもの権利侵害を救済する大切なオンブズパーソン制度も求めました。子どもオンブズパーソンは子どもの権利や利益が守られているか、行政から独立した立場で監視する役割です。こども未来部長から「本制度が子どもの権利擁護に寄与するものと捉えており、今後、国の動向や先進自治体の取組を注視する」旨の答弁を得ました。

最後に、児童相談所の根拠となるべき「子どもの権利」を謳った「品川区子どもの権利条例」の制定を求めました。

提案から30年、品川区 子どもの権利に関する条例制定へ！

子どもは、保護される立場だけではなく、かけがえのない尊厳を持っており、個性や他者との違いが認められ、「私」が「私」

TOPICS

ペットボトル飲料配布は熱中症対策に活かされたか

品川区は高齢者の熱中症対策として75歳以上の方がいる3万6600世帯を対象に一世帯につき水、麦茶、スポーツ飲料24本を2回に分けて配る事業を2億8300万円余をかけて8月と9月に実施しました。議会では①防犯上高齢者宅を狙う詐欺集団に悪用されないか②飲料の配布も大事だが、熱中症についてのさらなる啓発も必要ではないか、などの審議がありました。委託事業者のヤマト運輸には配達と簡単な聞き取り、アウトリーチしながら危険な状態の方を見つけた場合は役所への連絡につなげてもらうよう求めています。しかし、実際には身体の様子

配達された飲料の箱詰め1回分。品川区発行「支援愛ほっとステーション」と国発行「高齢者のための熱中症対策」リーフが同封されていた



を聞くアンケートであっても高齢者は暑さを感じないという方も多く、玄関先での会話を事前研修も行わずに配達員の方に求める事業スキームには課題があります。熱中症対策は喫緊で継続すべき課題です。この施策が、熱中症予防として有効な事業であったのか具体的な検証が必要です。

『区政なんでも相談&おしゃべり会開催中』

毎月第3土曜日(11~15時)開設しています。区政に関すること、暮らしの中の困りごとや疑問など、お気軽にご相談ください。

Mail: shinagawa@seikatsusha.net



「品川にあったらいいな、こんなしくみ」など、ご意見ご提案お待ちしております。



であることを大切にされたいと願っています。子どもは全面的な権利の主体であり、生きる権利や遊ぶ(休む)権利、参加と意見表明など国際的な原則のもと、その権利が保障(制度やしきみを伴う約束)される基盤整備を望んでいます。子どもは社会を構成する一員であり、紛れもない大人のパートナーなのです。

この考えを一貫して訴え、子どもの権利に関する条例の制定を提案してきました。吉田ゆみこは6月の議会質問で、23区で児童相談所を開設した自治体の多くが子どもの権利条例を根拠に運営している事実を示し、子ども基本法の理念のみを根拠に、区独自の条例は不要という品川区の姿勢を改めるよう求めました。

先般行われた品川区議会第3回定例会で子ども未来部長が<2028年までに「品川区子どもの権利条例」の策定をめざす>ことを明らかにしました。全国で初めて条例をつくった川崎市は、1998年から約2年の間に計約200回の条例策定会議を開き、子どもや教員、学識者などを含め、市民ら述べ10万人以上が参加して意見を交わしたといいます。子ども・市民参加を基本に、理念条例に終わらせない条例となるよう、策定過程を注視しつつ、今後の政策提案につなげていきます。

■編集後記／11月20日は「子どもの権利の日」。国連子どもの権利条約が約束する原則・考え方は、生命、生存および発達、意見の尊重、最善の利益、差別の禁止の4つで表される。地域から子どもの基本的人権を守り子どもが行使できるよう支えるために不可欠となるのが「条例」である。このことを肝に銘じたい。(吉田ゆみこ)